

平成18年5月31日

都市整備部

盛岡市手数料条例の一部改正について

1 改正の趣旨

宅地造成等に伴うがけ崩れや土砂の流出を防止し、安全な宅地の確保を目的とした宅地造成等規制法について、宅地造成等規制法の一部を改正する法律（平成18年法律第30号）が4月1日に公布され、公布日から6月以内に施行されることとなった。

今回の改正では、宅地造成工事に関する変更許可の規定が新たに設けられたが、改正法の施行が7～8月頃と見込まれることから、6月市議会定例会において盛岡市手数料条例の一部を改正し、宅地造成工事に関する変更許可申請手数料を定めようとするものである。

2 改正内容

宅地造成等規制法に基づき、市長が定める宅地造成工事規制区域内において、一定規模以上の切盛土等を行おうとする際には、宅地造成工事に関する許可が必要である。

この許可に当たっては、擁壁の構造等の工事内容を審査しているが、工事内容の変更が生じた際には変更許可の規定が存在しないことから、再度許可申請が必要であった。

しかし、今回の同法の改正により、新たに変更許可の規定が追加されたことから、この変更許可に関する審査手数料を定めるものである。

変更許可手数料については、開発行為変更許可手数料に準じて裏面のとおりに定めるものとする。

3 年間申請件数

年 度	申請件数	許可件数	うち変更により再度許可申請に至った件数
平成17年度	16件	16件	3件
平成16年度	11件	11件	2件
平成15年度	16件	15件	2件

4 施行日

宅地造成等規制法の一部を改正する法律（平成18年法律第30号）の施行の日から施行する。

(参考) 現行の許可手数料額及び変更許可手数料

現行の手数料条例に規定する内容		改正により追加する内容	
切土又は盛土する土地の面積	手数料の額	当初許可区域内における設計の変更	許可区域の拡大
500 m ² 以下のもの	12,000 円	1,200 円	拡大して切土又は盛土する区域の面積に応じて手数料の額に定める金額を加算する。
500 m ² を超え 1,000 m ² 以下のもの	21,000 円	2,100 円	
1,000 m ² を超え 2,000 m ² 以下のもの	31,000 円	3,100 円	
2,000 m ² を超え 5,000 m ² 以下のもの	47,000 円	4,700 円	
5,000 m ² を超え 10,000 m ² 以下のもの	67,000 円	6,700 円	
10,000 m ² を超え 20,000 m ² 以下のもの	110,000 円	11,000 円	
20,000 m ² を超え 40,000 m ² 以下のもの	170,000 円	17,000 円	
40,000 m ² を超え 70,000 m ² 以下のもの	250,000 円	25,000 円	
70,000 m ² を超え 100,000 m ² 以下のもの	340,000 円	34,000 円	
100,000 m ² を超えるもの	420,000 円	42,000 円	
		それ以外の変更	10,000 円

(参考) 都道府県の条例改正の方向性 (平成18年4月27日現在 奈良県土木部建築課調べ)

都道府県	新規 (全額)	10分の1	都道府県	新規 (全額)	10分の1
北海道	○		滋賀県		○
岩手県	○		京都府		○
福島県	○		大阪府	調整中	
栃木県		○	兵庫県	調整中	
群馬県		○	奈良県		○
千葉県		○	和歌山県		○
東京都	調整中		広島県	○	
神奈川県	調整中		山口県		○
新潟県	宅造区域指定なし		愛媛県	改定しない	
石川県	宅造区域指定なし		高知県	宅造区域指定なし	
岐阜県	○		熊本県		○
愛知県		○	大分県		○

なお、東北六県の県庁所在都市・宅地造成等規制法の許可権限を有する都市のうち、仙台市以外は宅地造成工事規制区域なし。仙台市は、現在検討中。